



SuMi TRUST年金ニュース

(2021年7月19日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【確定給付企業年金・厚生年金基金】 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立に伴う通知・事務連絡の発出について (年金数理人の押印省略について)

- 「[デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律](#)」の成立に伴い申請書類等に添付する年金数理に関する確認書類^(※)への年金数理人の署名押印が不要となり、記名へ変更されます。(同法第22条第2号の適用)
 - これに関する通知及び事務連絡が令和3年7月15日付で発出されました。
 - これに伴い全ての確定給付企業年金において規約変更が必要となりますので、当該規約変更に係る行政宛手続きについてご案内いたします。(2021年6月23日付SuMiTRUST年金ニュースでご案内した内容から変更はありません。)
- なお、厚生年金基金については規約変更及び行政宛手続きは不要です。

(※) 規約変更時の申請書類及び決算報告書に添付する年金数理人の署名押印をした書類(以下「数理関係書類」と言います)。

令和3年7月15日に厚生労働省より以下の通知・事務連絡が発出されました。

【通知】

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う通知様式の改正について」(令和3年7月15日付年発0715第4号)

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20210715kyokuchoutuchi.pdf>

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う通知様式の改正について」(令和3年7月15日付年企発0715第1号)

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20210715kachoutuchi.pdf>

【事務連絡】

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う事務連絡の改正について」(令和3年7月15日付)

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20210715jimurenaku.pdf>

通知・事務連絡の概要

- ・各通知・事務連絡における数理関係書類について、「署名押印」から「記名」への改正及び様式中の押印欄を削除する改正が行われました。
- ・「確定給付企業年金規約例」の改正が行われました。
- ・施行日は、2021年9月1日となります。
- ・経過措置として、改正前の様式による書類や、当分の間は改正前の様式の用紙を手書きによる訂正等で取り繕って使用することが認められました。

確定給付企業年金の規約変更の概要および手続き等

I. 規約変更の内容※

法改正により数理関係書類への年金数理人の署名押印が不要となり、記名（印字）となります。現在、DB規約において数理関係書類への「署名押印」が必要であることを定めていることから、これを「記名」に改める規約変更が必要となります。

※[2021年6月23日付 SuMiTRUST 年金ニュース](#)でご案内した内容から変更はありません。

II. 対象制度

全DB制度

※厚生年金基金については規約変更及び行政宛手続きは不要です。

III. 施行日

2021年9月1日

なお、次回規約変更時等に併せて実施することも可能である旨、厚生労働省宛確認済です。

IV. 規約変更に係る基金内・社内手続き

基金型：代議員会の議決。緊急を要する場合は理事長専決も可

規約型：規約変更に係る同意（労働組合の同意又は過半数代表者の同意）は不要

V. 規約変更に係る行政宛手続き

- ・届出不要（DB法施行規則第7条第1項第13号に該当）
- ・当規約変更にかかる数理関係書類の添付は不要

VI. 規約例

<基金型>

https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20210623kiyakurei_kikin.docx

<規約型>

https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20210623kiyakurei_kiyaku.docx

VII. 補足

規約変更手続きが未了である場合においても、2021年9月1日以降に地方厚生局宛に提出する書類から、年金数理人の署名押印に代えて記名とする取扱いが可能です。

また、2021年9月1日以降も引き続き、記名ではなく署名押印とする取扱いも可能です。

以 上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-5404-3063